

○財務省告示第二百八十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成三十年十月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年九月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
七 一六トン	二九四、 九四二トン	六三三、 六六四トン	二、 六三〇、 四二五トン	三八、 七七一トン	一〇、 一五〇トン	三、 五六五トン	二二、 九一〇トン	三一トン	四トン	二三トン	六五八トン	一八、 七四〇トン	一四トン	二八トン	〇トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年九月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から

同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受け
る飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄
に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名		輸入数量
一四	一三	
		二、六二四、〇八〇トン
		二一六、三三二トン